

# 就学支援金申請システムe-shien申請簡易ガイド(1/2)

①ログインID通知書を確認

青色の紙に  
綴っています

e-shienサイト  
はこちらから



②e-shienサイトへアクセスし、  
ログインする

通知書を参考に  
ログインしてください

③ポータル画面よりメニューを選択する  
就学支援金を申請する意向の有無でこの後の作業が異なります。

申請名	申請説明
意向登録	高等学校等就学支援金の申請意向を登録します。
認定申請	高等学校等就学支援金の受給資格の認定を申請します。

◆申請の意向がある場合  
④意向確認 ⑤認定申請  
の両方を行ってください。

◆申請の意向が「ない」場合  
④意向確認 のみ行ってください。

④意向登録を行う※「ある or ない」(意向)の登録

意向確認

どちらかを選択してください。 必須

高等学校等就学支援金の支給を受けたいので、受給資格の認定を申請し、収入状況  
認定を受けた者には認定通知・支給決定通知、不認定者には不認定通知が送付されます。

所得制限基準に該当する、またはほかの理由により、受給資格認定申請書を提出し  
通知はありません。

就学支援金等が対象か調べ、給付を受けたい方はこちらを  
選択・登録の上、⑤認定申請 を行ってください。

所得制限(対象外)になる可能性があるなどの理由で申  
請する意向が無い場合はこちらを選択・登録してください。

意向登録確認画面から  
「本内容で登録する」を押してください

◆意向「なし」の場合  
手続き完了です。  
◆意向「あり」の場合  
「続けて受給資格認定申請を行う」  
を押して手続きを続けてください。

①意向ありの場合、中央の「続けて受給資格認定申請を行う」またはメニューの「認定申請」より、受給資格認定の申請を行って  
ください。  
②失職等の家計急変事由による申請を行う場合は、「続けて受給資格認定申請(家計急変)を行う」またはメニューの「認定申請  
(家計急変)」より、受給資格認定の申請を行ってください。この場合、雇用保険受給資格者証や給与明細書等の提出が必要にな  
ります。  
意向なしの場合、以上で完了となります。

受付番号	申請内容
R-23-035-04-0001-1000	高等学校等就学支援金の支給を受けたいので、受給資格の認定を申請し、収入状況(個人番号又は税情報等)を提出いたします。

①の場合  
「続けて受給資格認定申請を行う」  
②の場合  
「続けて受給資格認定申請(家計急変)を行う」

※「受給資格認定申請(家計急変)」については  
事前に高校にご相談の上、申請いただくようになりますので選ばず、まずは通常の申請を行ってください  
(後日Ringでお知らせします)。

裏面に続きます

# 就学支援金申請システムe-shien申請簡易ガイド(2/2)

## 1. 生徒情報入力

## 2. 学校情報入力

## 3. 保護者等情報入力

注意：住所は学生寮等ではなく、実家の住所を入力してください。

注意：高校で既に入力済なので、そのまま「保護者等情報入力」を押して次へ進んでください。

注意：途中で、「収入状況提出方法」を選ぶ必要があります。→要下記参照



※「保護者等情報入力」画面内で「収入状況提出方法」の選択が必要となります。  
「②個人番号を入力する」を選んでください。①・③は選ばないで下さい。

①マイナンバーカードの読取 は選ばないでください。

②を選んでください。お手元にマイナンバーの番号をご用意いただき、手入力してください。番号等の記入間違いに十分気を付けてください。

本校ではオンラインでの提出をお願いしております。もし提出が困難な場合はお問い合わせください。



「入力内容の確認」から各確認事項にチェックを入れ、「本内容で申請する」を押して手続きを完了してください。

※税の申告を行っていない場合、所得確認ができず、支給決定が遅れる場合があります。必ず事前に申告手続きをお願いします。(ただし、控除対象配偶者、生活扶助受給者等は、税の申告をしていなくても就学支援金の審査が可能です。)

申請の詳しい手順などは、本校ホームページ上のPDFファイルをダウンロードして確認してください。  
ご不明な点はお問い合わせください(04-7131-5611)。  
<https://www.ryukei.ed.jp/current/>

